

標準報酬月額改定届・保険者決定申立に係る例年の状況、標準報酬月額の比較及び加入者の同意書  
(随時改定用)

【申請にあたっての注意事項】

- ・この用紙は、標準報酬月額改定届を届け出るにあたって、年間報酬の平均額で決定することを申し立てる場合に必ず提出してください。
- ・この用紙は、随時改定にあたり、3か月間の報酬の平均から算出した標準報酬月額と、昇給月又は降給月以後の継続した3か月の間に受けた固定的給与の月平均額に昇給月又は降給月前の継続した9か月及び昇給月又は降給月以後の継続した3か月の間に受けた非固定的給与の月平均額を加えた額から算出した標準報酬月額(年間報酬の平均額から算出した標準報酬月額)との間に2等級以上の差があり、年間報酬の平均額から算出した標準報酬月額で決定することに同意する方のみ記入してください。
- ・また、加入者の同意を得ている必要がありますので、同意欄に加入者の自署にて氏名を記入の上、押印してください。
- ・なお、標準報酬月額は、年金や傷病手当金など、加入者が受ける給付の額にも影響を及ぼすことに留意してください。

記入上の注意点は裏面をご覧ください

加入者番号									
県コード	学種	学校番号			個人番号				
1	3	A	9	9	9	9	9	9	9

学校(園)名	湯島大学
--------	------

加入者氏名	湯島太郎
-------	------

生年月日				
<input checked="" type="checkbox"/> 3 昭和	年	月	日	
<input type="checkbox"/> 4 平成	6	0	0	1

加入者区分
<input checked="" type="checkbox"/> 通常加入者
<input type="checkbox"/> 短時間労働加入者

支払基礎日数が17日(短時間労働者は11日)以上の月には○、未満の月には×を記入してください。

算定基礎月	支払基礎日数の有無(○×)	固定的給与		非固定的給与		合計 (固定的給与+非固定的給与)			
		基本給・通勤手当・現物給与等		超過勤務・宿日直手当等					
令和2年7月	○	③		10,000					
令和2年8月	○			10,000					
令和2年9月	○			10,000					
令和2年10月	○			20,000					
令和2年11月	○			20,000					
令和2年12月	○			20,000					
令和2年1月	○			20,000					
令和2年2月	○			30,000					
令和2年3月	○			30,000					
令和3年4月	○			260,000	100,000	3	6	0	0
令和3年5月	○	260,000	80,000	3	4	0	0	0	0
令和3年6月	○	260,000	70,000	3	3	0	0	0	0

※支払基礎日数が17日(短時間労働者は11日)未満の場合、その月の報酬は『0円』と記載してください。

支払基礎日数が×の月は除いて、合計額や平均額を算出してください。

昇給月又は降給月以後の継続した3か月(固定的給与)	①合計	7	8	0	0	0	0	②平均額	2	6	0	0	0	0
昇給月又は降給月前の継続した9か月(非固定的給与)	③合計	1	7	0	0	0	0	④						
昇給月又は降給月以後の継続した3か月(非固定的給与)	④合計	2	5	0	0	0	0							⑤平均額
昇給月又は降給月前の継続した9か月及び昇給月又は降給月以後の継続した3か月	③+④	4	2	0	0	0	0	⑥平均額	3	5	0	0	0	

【標準報酬月額の比較欄】※すべて学校法人等が記載してください。

		平均額	等級	標準報酬月額								
A	従前の標準報酬月額	17		2	6	0						
B	昇給月又は降給月以後の継続した3か月			②+⑤	3	4	0					
C	年間報酬の平均額	②+⑥	2	9	5	0	0	0	19	3	0	0

  

AとBが2等級差以上	BとCが2等級差以上	AとCが1等級差以上
○又は×	○	○

【確認してください】3つとも○に該当した場合のみ、随時改定(年平均)を申し出ることができません。

【加入者の同意欄】

私は、今回の随時改定にあたり、年間報酬の平均額で決定することを希望しますので、当学校(園)が申し立てすることに同意します。  
※『自署願います』

加入者氏名 湯島太郎

令和 **3** 年 **7** 月 **10** 日

(部署名 人事部給与課)

備考欄

事業団記入欄

【標準報酬月額と比較欄】をご記入いただく際は、次の点にご注意ください。

1. 支払基礎日数17日未満(短時間労働加入者は、11日未満)の月の報酬額は除きます。
2. 昇給月又は降給月前の継続した9か月及び昇給月又は降給月以後の継続した3か月の中で、通常の加入者(支払基礎日数17日)と短時間労働加入者(支払基礎日数11日)の期間が混在した場合は、各月の加入者の区分(短時間労働加入者であるかないか)に応じた支払基礎日数により、各月が算定の対象月となるかどうかを判断します。
3. 欠勤や無給休職により報酬の一部または全部が支給されない場合は、支払基礎日数が17日以上である月は実支給額を用いますが、低額の休職給を一部でも受けた月は、支払基礎日数が17日以上あっても算定対象から除きます。
4. 給与の支払いに遅配がある場合は
  - ア 昇給月又は降給月前の継続した9か月以前に支払うべきであった給与の遅配分を年間平均の算定対象月に受けた場合は、その遅配分に当たる報酬の額を除いて、報酬月額の平均を算出してください。
  - イ 昇給月又は降給月前の継続した9か月までの間に本来支払うはずの報酬の一部が昇給月又は降給月から4か月目以降に支払われることになった場合は、その本来支払うはずだった月を算定対象から除外して、報酬月額の平均を算出してください。
5. 上記1～4に該当して、算定の対象から除く月がある等、特別な事情がある場合は、その旨を【備考欄】に記入してください。